

# 境界問題解決センターとくしま規則

## 目次

第1章	総則(第1条～第5条)
第2章	運営委員会(第6条～第11条)
第3章	関与構成員(第12条～第21条)
第4章	相談手続(第22条～第29条)
第5章	調停手続(第30条～第46条)
第6章	手続記録の保存等(第47条～第51条)
第7章	手数料(第52条～第55条)
第8章	補則(第56条～第60条)
附則	

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、徳島県土地家屋調査士会会則(以下「調査士会会則」という。)第86条の2に基づき、徳島県土地家屋調査士会が設置する「境界問題解決センターとくしま」(以下「センター」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

### (センターの設立の趣旨)

第2条 徳島弁護士会(以下「弁護士会」という。)と徳島県土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)は法律専門職である弁護士の知識経験と、土地境界に関する専門職である土地家屋調査士の知識経験を最大限に活用することにより、土地の境界が不明であることに起因する境界問題に関する民事の紛争(以下「土地の境界に関する紛争」という。)をより早期に迅速かつ公正に解決する制度を創設し、国民の法的生活の安定を実現することを目的としてセンターを協働運営する。

### (事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)土地の境界に関する紛争についての相談
- (2)土地の境界に関する紛争の解決のための調停
- (3)センターの業務に関与する者の研修
- (4)センターに関する広報活動
- (5)筆界特定制度及び裁判手続並びに他の民間紛争解決機関との効果的な連携
- (6)弁護士会及び各種関係団体との連携・協力
- (7)その他センターの目的を達成するために必要な事項

### (事件の種類)

第4条 センターにおいて取り扱う事件は、土地の境界に関する紛争であり、境界が明確である場合(当該境界に関して紛争がある場合を除く。)又は単に所有権に関する紛争は取り扱わない。

2 センターが取り扱う土地の所在の範囲は、原則として徳島県内とする。ただし、必要により次に掲げる事件を取り扱うことができる。

- (1)徳島県内の土地と、その土地に隣接する他の県の土地
- (2)その他徳島県外の土地で、センターで取り扱うことが適当である特段の事情がある場合

3 前二項に関し必要な判断は、第8条に規定する運営委員長が行うものとする。この場合において、運営委員長は、運営委員会に諮ることができる。

### (運営)

第5条 センターは、調査士会の会長が代表し、これを総理する。

2 センターは、調査士会に事務所を置く。

3 センターに事務局を置き、相談及び調停手続に関する事務手続を行わせるために必要な職員を置く。

## 第2章 運営委員会

#### (運営委員会)

- 第6条 調査士会の会長は、境界問題解決センターとくしま運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、センターの運営にあたらせる。
- 2 運営委員会は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の運営委員3名及び弁護士の運営委員3名の合計6名で構成する。
- 3 前項の運営委員は、次に掲げる者を調査士会の会長が任命する。
- (1)調査士の運営委員は調査士会の理事会の承認を得た者
- (2)弁護士の運営委員は弁護士会の会長が推薦した者
- 4 運営委員会は、運営委員の互選により、運営委員長1名及び運営委員長に事故あるときに職務を代理する者（以下「運営委員長代理」という。）1名を選任する。

#### (欠格事由)

- 第7条 調査士会の会長は、次の各号のいずれかに該当する者を運営委員に任命してはならない。
- (1)禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (2)弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3)弁護士法及び土地家屋調査士法(以下「調査士法」という。)の規定による懲戒処分により、弁護士会から除名され、又は調査士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の効力がなくなった日から5年を経過しない者

#### (運営委員長の職務)

- 第8条 運営委員長は、センターの事務を統括する。
- 2 運営委員長は、事件毎に相談員、調停員を選任する。
- 3 運営委員長は、この規則その他に定めるもののほか、センターの運営に当たって疑義が生じたときは、運営委員会に諮って決定するものとする。
- 4 運営委員長に事故あるときは、運営委員長代理がその職務を行う。

#### (運営委員会の決議)

- 第9条 運営委員会の定足数は、運営委員4名以上とする。
- 2 運営委員会の決議は、出席者の多数決をもって決する。ただし、調査士の運営委員、弁護士の運営委員各1名以上の賛成票を含むことを要する。可否同数のときは、運営委員長が決する。
- 3 運営委員会の決議について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。
- 4 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

#### (運営委員の任期)

- 第10条 運営委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 2 運営委員がその任期の途中で欠けたときは、その補充するときの選任について第6条第3項の規定を準用する。補充された運営委員の任期は、前任の運営委員の残任期間とする。

#### (運営委員の退任)

- 第11条 運営委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退任する。
- (1)所属する会の会員でなくなったとき。
- (2)調査士の運営委員から辞任の申出を受け、調査士会の会長がこれを受理したとき。
- (3)弁護士会の会長から弁護士の運営委員の退任の申し出があったとき。
- (4)弁護士法及び土地家屋調査士法の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (5)調査士の運営委員にあつては、調査士会の理事会において解任の決議があったとき。
- (6)第7条各号のいずれかに該当したとき。

### 第3章 関与構成員

#### (関与構成員)

- 第12条 運営委員会は、相談員候補者、調停員候補者及び調査測量実施員候補者（以下「関与構成員」という。）の名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成し、センターに常備する。
- 2 相談員候補者は、調査士においては、登録5年以上の会員のうちから運営委員会の意

見を聴いて調査士会の会長が指名し、弁護士においては、弁護士登録5年以上の会員のうちから運営委員会の意見を聴いて弁護士会の会長が指名する。

- 3 調停員候補者は、調査士においては、登録10年以上の会員のうちから運営委員会の意見を聴いて調査士会の会長が指名し、弁護士においては、弁護士登録10年以上の会員のうちから運営委員会の意見を聴いて弁護士会の会長が指名する。
- 4 調査測量実施員候補者は、調査士会の登録5年以上の会員のうちから調査士会の会長が指名する。
- 5 第7条の規定は、関与構成員の欠格事由について準用する。
- 6 第2項ないし第4項の規定は、関与構成員の退任に伴い補充し、又は増員するときの選任について準用する。

#### (関与構成員の任期)

第13条 関与構成員の任期は、候補者名簿に登載したときから2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第6項の規定により選任された者の任期は、他の関与構成員の任期の残存期間と同一とする。

- 2 前項の任期満了の際に、現に事件を担当している関与構成員の任期については、当該事件が終了するまでとする。

#### (関与構成員の退任)

第14条 第11条の規定は、関与構成員の退任について準用する。

- 2 運営委員長は、前項の規定により関与構成員が退任したときは、候補者名簿からその者の氏名を削除しなければならない。

#### (相談員及び調停員の選任)

第15条 相談員又は調停員(以下「担当調停員等」という。)は、候補者名簿のうちから運営委員長が事件ごとに選任する。

- 2 事件を担当する相談員は、弁護士1名及び調査士1名とし、調停員は、弁護士1名及び調査士2名とする。
- 3 運営委員長は、担当調停員等を選任するに当たっては、選任を予定する関与構成員に対して、事前に除斥事由の該当の有無を確認し、当該事件の相談又は調停を行うにふさわしい者で、かつ公正性を疑わせる事情のない者を選任しなければならない。
- 4 選任された担当調停員等は、除斥事由その他特別の支障がある場合を除き、就任を拒否することができない。
- 5 運営委員長は、選任した担当調停員等に欠員を生じたときは、直ちに補充しなければならない。

#### (非公開及び守秘義務)

第16条 センターが行う相談及び調停手続は、非公開とする。ただし、担当調停員等は、相当と認める場合は、相談の申込人又は調停手続の申立人及びその相手方(以下これらの者を「当事者」という。)の同意を得て、第三者の傍聴を許可することができる。

- 2 相談及び調停手続は録音及び録画を認めない。
- 3 運営委員、相談員、調停員、調査測量実施員、調査士会の役員、その他事務職員等は、紛争に関する内容、相談、調停手続の経過及びその結果その他職務上知り得た事実を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、当事者双方の同意を得て、関係者の氏名及び紛争事件の具体的内容を特定しないでセンターの事業に関する研究及び研修の資料に活用するときは、この限りでない。

#### (担当調停員等の除斥)

第17条 センターの相談員候補者及び調停員候補者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事件を担当する相談員及び調停員になることができない。

- (1) 相談員候補者若しくは調停員候補者又はそれらの配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
- (2) 相談員候補者又は調停員候補者が当事者の4親等内の血族、3親等内の姻族関係にある者若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 相談員候補者又は調停員候補者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、任意後見人、任意後見監督人若しくは委任による財産管理者であるとき、又はあったとき。
- (4) 相談員候補者又は調停員候補者が当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。

とき。

- (5)相談員候補者又は調停員候補者が当該事件について証人又は鑑定人となったとき。
- 2 担当調停員等は、前項の規定に該当することとなったときは、直ちに運営委員長に報告しなければならない。

#### (担当調停員等の忌避)

第18条 当事者は、担当調停員等について相談又は調停手続の公正を妨げるおそれがある事由があるときは、その旨を記載した書面をセンターに提出して、当該担当調停員等の忌避を申し出ることができる。ただし、期日においては、口頭で申し出ることができる。

- 2 担当調停員等は、相談又は調停手続の公正を妨げるおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を当事者に開示しなければならない。
- 3 当事者は、前項の開示を受けたときは、開示を受けた日から7日以内に忌避の申し出をしない限り、当該事情に基づいて事後に忌避を申し出ることとはできないものとする。
- 4 運営委員長は、第1項及び第3項の規定により忌避の申出があったときは、運営委員のうちから2名を指名して、調停手続の公正を妨げるおそれがある事由についての調査及びその判断の審議を行わせ、運営委員会に報告させるものとする。
- 5 前項の報告を受けた運営委員会は、当該担当調停員等の適否について協議し、決定するものとする。
- 6 運営委員長は、前項の決定の内容を当事者双方に通知するものとする。

#### (担当調停員等の回避、辞任及び解任)

第19条 担当調停員等は、正当な理由があるときは、運営委員長の承認を得て回避し、又は選任された後辞任することができる。

- 2 運営委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運営委員会の決議に基づいて、当該担当調停員等を解任する。
  - (1)第17条第1項の規定に該当するおそれがあるとき。
  - (2)忌避の申出に相談又は調停手続の公正を妨げる事由があると認めるとき。
  - (3)担当調停員等として心身の状態がその職務に耐えられないと認めるとき。
- 3 運営委員長は、担当調停員等が第17条第1項の規定に該当することとなったときは、当該担当調停員等を解任しなければならない。

#### (不当な影響の排除)

第20条 調査士会の役員は、担当調停員等が手続の実施に当たり独立して職務を行う事項に関して、直接又は間接にいかなる命令又は指示を行ってはならない。

- 2 担当調停員等は、法令、この規則その他の定めを遵守し、手続の実施に当たっては、第三者(弁護士会、調査士会の役員及び運営委員を含む。)のいかなる命令又は指示を受けず、中立性を保持しつつ公正に調停手続を進めなければならない。

#### (調査測量実施員)

第21条 運営委員長は、当事者から調査測量の申出があったときは、担当調停員等の意見を聴いて調査測量実施員を選任することができる。

- 2 調査測量実施員は、事件解決のため必要な調査測量を行い、その報告書を提出して相談又は調停手続を補助する。
- 3 相談員及び調停員は担当する事件について調査測量実施員になることはできない。
- 4 第15条第3項の規定は、調査測量実施員の選任について、第17条及び第19条の規定は、調査測量実施員の除斥、回避、辞任及び解任について準用する。

## 第4章 相談手続

#### (相談の申込み)

第22条 センターの行う土地の境界に関する紛争についての相談を希望する者(以下「相談者」という。)は、相談申込書をセンターに提出して相談の予約をしなければならない。

- 2 前項に規定する相談は、当該土地の所有権の登記名義人、表題部所有者、表題登記がない土地にあっては所有者、所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他これに準ずる者(以下これらの者を「所有権登記名義人等」という。)から申込みすることができる。
- 3 前項に掲げる者のほか、土地の所有権以外の権利を有する者その他運営委員長が相当と認めた者は、相談の申込みをすることができる。
- 4 運営委員長は、相談申込について、相談を開始すると判断したときは、速やかに相談事件として立件し、相談期日を決定し、相談者(代理人を定めたときは代理人。以下同じ。)

に通知するものとする。

- 5 運営委員長は、相談申込について、第4条の規定により相談不開始と判断したときは、速やかに相談者にその旨を通知し、他の機関における相談が相当と認められるときは、当該機関を紹介するよう努めるものとする。
- 6 相談者は、第4項の通知を受領したときは、センターの定める日までに、申込手数料及び相談期日手数料を支払わなければならない。

(担当相談員の選任、相談期日の決定)

第23条 運営委員長は、相談開始を決定したときは、速やかに、相談員候補者名簿のうちから、当該相談を担当する相談員を選任し、相談期日を決定する。

(相談委員会)

第24条 相談員は、事件ごとに、調査士1人と弁護士1人をもって相談委員会を構成し、合議してその任に当たるものとする。

- 2 相談員は、懇切丁寧を旨とし、公平な立場に立って、事実関係、事情及び現在の事情を聴き、必要な助言を行う。

(基本調査)

第25条 相談者は、公簿又は公函などの相談に関する基礎的な資料の調査をセンターに依頼することができる。

- 2 相談委員会は、特に必要がある場合には、相談者の申出に基づき、運営委員長に対して詳細な調査測量を依頼することができる。
- 3 前二項の費用は、相談者の負担とする。

(相談の日時場所及び記録)

第26条 相談は、平日の午後1時30分から午後4時30分の間に、センターの事務所で行う。

- 2 相談に際し当事者から提示された資料は、必要な範囲を当事者の承諾を得た上で複写することができる。
- 3 相談委員会は、相談期日ごとに期日調書(以下「相談期日調書」という。)を作成し、相談員は各自これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(相談の取下、延期)

第27条 相談者は、相談の申込みを取下げようとするときは、相談期日の2日前までにその旨を記載した書面をセンターに提出しなければならない。

- 2 相談者が期日に無断で欠席した場合には、取下があったものとみなす。
- 3 相談者は、やむを得ない事情がある場合には、相談期日の2日前までにセンターに適宜の方法で連絡することにより、相談期日の延期をすることができる。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(相談継続)

第28条 相談者は、相談の継続を希望する場合には、相談期日の終了時に次回の相談について相談委員会へ口頭で申込むことができる。

- 2 相談委員会は、前項の申込を相当と認める時は引き続き当該相談を担当し、速やかに次回の相談期日を決定し、相談者に告知するとともに運営委員長に相談継続を報告する。

(調停回付)

第29条 相談委員会は、相談者が調停手続を希望し、かつ、相談内容がセンターによる調停手続が相当であると認められるときは、調停手続へ回付する。

## 第5章 調停手続

(調停の申立て)

第30条 センターに対して土地の境界に関する紛争について調停手続の申立て(以下「申立て」という。)をしようとする者(以下、調停手続の申立てをした者を含め「申立人」という。)は、あらかじめ相談手続を経なければならない。ただし、センターにおける調停手続の利用が明らかに相当であると認められる場合はこの限りでない。

- 2 申立人は調停申立書(以下「申立書」という。)及び添付書類をセンターに提出しなければならない。
- 3 申立人は、申立てが受理されたときは申立手数料を支払わなければならない。

- 4 申立ては、当該土地の所有権登記名義人等からすることができる。
- 5 センターは、必要があるときは、期限を定めて申立人に対し申立書の補正を求め、又は必要な参考資料の提出を要請することができる。

#### (申立ての受理・不受理)

- 第31条 運営委員長は、申立書を受付けたときは、速やかに、当該申立てがセンターで取り扱うことができるか否かを審査し、受理又は不受理を決定する。この場合において、運営委員長は、当該申立ての受理又は不受理の決定に疑義があるときは、運営委員会に諮りこれを決定する。
- 2 運営委員長は、申立てを受理し、又は不受理としたときは、速やかに、その旨及びその年月日を記載した書面により申立人(代理人を定めたときは代理人。以下同じ。)に配達証明付き郵便により通知する。

#### (調停手続の説明)

- 第32条 センターは、申立人及び申立てを受理したときの相手方(以下「相手方」という。)に対して、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、申立人又は相手方から依頼を受ける前に説明しなければならない。
- (1)調停員及び調査測量実施員等の選任に関する事項
  - (2)当事者がセンターに対して支払う費用に関する事項
  - (3)調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
  - (4)調停手続において陳述される意見若しくは提出され若しくは提示される資料に含まれ、又は手続実施記録に記載されている当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法
  - (5)当事者が調停手続を終了させるための要件及び方式
  - (6)調停委員会が調停手続によって当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該手続を終了し、その旨を当事者に通知すること
  - (7)当事者間に和解が成立した場合には書面を作成すること及び書面の作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要
- 2 センターは、前項の説明をしたときは、当事者から説明を受けた旨を記載した書面を受け取るものとする。

#### (相手方に対する確認)

- 第33条 運営委員長は、申立てを受理したときは、速やかに、相手方に対し、期限を定めて、調停手続に応ずるか否かを確認する旨の書面を配達証明付き郵便により発しなければならない。
- 2 前項の通知を受けて、相手方が調停手続に応じてセンターに手続の実施を依頼するときは、調停応諾書を提出しなければならない。
  - 3 運営委員長は、相手方に対し、当該調停手続に応じるよう努めるものとする。

#### (調停不開始の通知)

- 第34条 運営委員長は、相手方から調停応諾書が提出されないときは、申立人に調停不開始の通知を配達証明付き郵便によりする。

#### (調停員の選任、調停期日の決定)

- 第35条 運営委員長は、申立てを受理し、相手方から調停応諾書の提出を受けたときは、調停員を選任し、調停期日を決定する。
- 2 相談時に相談員または調査測量実施員であった者は、調停員になることはできない。
  - 3 運営委員長は、第1回調停期日を当事者双方に書面により通知するものとする。

#### (調停委員会)

- 第36条 調停員は、事件ごとに、調査士2人と弁護士1人をもって調停委員会を構成し、合議してその任に当たるものとする。
- 2 調停手続は、当事者の主体性を尊重して、当事者自身の紛争解決へ向けての意識を高めるよう留意して実施するものとする。

#### (調停の期日及び場所)

- 第37条 調停期日は、平日の午後1時30分から午後4時30分の間に、原則としてセンターの事務所で開催する。ただし、必要があるときは、現地において期日を開催することができる。
- 2 調停期日は、当事者双方の出席のもとで開催する。
  - 3 調停委員会は、調停手続を続行する必要があると認めた場合には、次回の期日を決定

し、速やかに運営委員長に連絡する。

- 4 前項の連絡を受けて、運営委員長は、次回の期日を当事者双方に書面で通知する。

(代理人及び補佐人)

第38条 センターにおける調停手続の代理人となり得る者は、法令に基づきセンターが行う調停手続の代理人となる資格を有する者のほか、次の各号に該当する者とする。

- (1)当該不動産の共有者
  - (2)紛争の当事者である会社その他の法人に所属する者
  - (3)前二号のほか、申立人又は相手方が老齢又は心身の状態により代理人を必要とする場合の同居の親族その他運営委員長が特にやむを得ない事由があると認めた者
- 2 センターにおける調停手続に補佐人として出席しようとする者は、運営委員長の許可を受けなければならない。
  - 3 前項の許可は、原則として第1項の規定に該当する者に対して行う。
  - 4 補佐人は、調停期日において調停委員会の許可を得て陳述することができる。ただし、補佐人の陳述は、当該当事者又は代理人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は代理人が陳述したものとみなす。

(調停期日の記録)

第39条 調停委員会は、調停期日ごとに期日調書(以下「調停期日調書」という。)を作成し、調停員は、各自これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の期日調書には、期日の種類、日時及び場所、出席した当事者の氏名(代理人の氏名及び補佐人の氏名を含む。)及び調停員の氏名並びに調停手続の実施の経過の概要を記載する。

(調査、測量)

第40条 調停委員会は、一方又は双方の当事者からの申出があるときは、運営委員長に対して詳細な調査測量を依頼することができる。

- 2 前項の依頼は、次の内容を記載した書面によりするものとする。
  - (1)当事者が希望していること
  - (2)当事者双方が同意していること
  - (3)調査測量の具体的な内容
- 3 運営委員長は、調査測量の依頼があったときは、速やかに調査測量実施員候補者の中から、担当する調査測量実施員を選任し、調停委員会及び当事者に通知する。
- 4 第19条の規定は、調査測量実施員について準用する。
- 5 相談員であった者及び調停員は、調査測量実施員となることは出来ない。
- 6 調査測量実施員は、必要な調査測量を終了した場合には、結果報告書をセンターに提出し、必要があれば調停期日に出席してその内容を説明しなければならない。

(調査測量に要する費用)

第41条 調査測量実施員は、調査測量に要する費用についてあらかじめ見積書を作成しセンターに提出することにより、当事者に明示しなければならない。

- 2 当事者は双方の負担割合の合意に基づいて、調査測量に要する費用をセンターに予納しなければならない。
- 3 運営委員長は、予納を確認したときは、調査測量実施員に調査測量の着手を指示する。
- 4 調査測量実施員は、調査測量作業が終了したときは、結果報告書とともに費用の積算書及び請求書をセンターに提出するものとする。
- 5 運営委員長は、前項の積算書を当事者に提示し了解を得なければならない。また、第2項の予納額に余剰金が発生したときは、速やかに当事者に返還しなければならない。

(利害関係人等の参加)

第42条 調停手続において調停委員会が相当と認め、かつ、当事者の同意があるときは、当事者以外の者であって和解の結果に利害関係を有する者(以下「利害関係人」という。)を、調停期日に参加させることができる。

- 2 利害関係人は、調停期日において調停委員会の許可を得て、参考となる意見を述べるることができる。

(和解の成立)

第43条 センターは、調停手続において当事者間に和解が成立したときは、その内容及び成立の年月日を記載した和解契約書を作成して、当事者が署名し、又は記名押印するとともに、担当調停員が立会人として署名し、又は記名押印するものとする。

- 2 和解の成立に際し、当事者双方は成立手数料を支払わなければならない。
- 3 和解契約書は、当事者交付用とセンター保存用を作成し、当事者には直接交付し、又は配達証明付き郵便により交付するものとする。
- 4 調停手続は、前項により和解契約書を交付したときに終了する。

(申立ての取下げ及び終了の申出)

第44条 調停手続は、申立人による申立ての取下げ、又は相手方による調停手続の終了の申出により終了する。

- 2 申立人が申立てを取り下げようとするとき又は相手方が調停手続の終了を申し出ようとするときは、調停手続申立ての取下書又は調停手続終了の申出書をセンターに提出しなければならない。ただし、期日においては、調停委員会に対して口頭で申し出ることができる。
- 3 運営委員長は、前項の書面を受理したとき又は口頭で申し出があったときは、速やかに、当事者双方に対し、当該調停手続を終了する旨を配達証明付き郵便により書面で通知しなければならない。

(和解が成立する見込みがない場合)

第45条 調停委員会は、当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該調停手続を終了するものとする。

- 2 前項の規定により調停手続を終了するときは、調停委員会の合議によって決定するものとする。
- 3 調停委員会は、和解が成立する見込みがないものとして調停手続の終了を決定したときは、速やかに、その旨を書面により運営委員長に報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた運営委員長は、速やかに、和解が成立する見込みがないものとして調停手続を終了した旨及びその事由並びに終了した年月日を記載した書面により、当事者双方に配達証明付き郵便により通知しなければならない。

(調停手続の終了)

第46条 前三条の規定による終了のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、調停手続は終了する。

- (1)事案が和解に適さないと調停委員会が判断したとき。
  - (2)当事者が不当な目的で調停手続の申立てをし、又は依頼したと調停委員会が判断したとき。
  - (3)当事者から調停手続の実施に係る費用の払込みの見込みがないと調停委員会が判断したとき。
- 2 前項の規定により調停手続を終了するときは、調停委員会の合議によって決定するものとする。
  - 3 前条第3項及び第4項の規定は、本条第1項各号により調停手続を終了した旨の運営委員長への報告、当事者双方への通知について準用する。

## 第6章 記録の保存等

(相談実施記録の保存)

第47条 センターは、相談事件ごとに、次に掲げる事項を記録した相談実施記録を作成し、相談が終了した日から10年間保存する。

- (1)相談者の氏名
  - (2)相談員の氏名
  - (3)相談期日調書
- 2 相談を受けた事件が調停手続へ回付されたときは、調停実施記録とともに保存する。

(調停実施記録の保存)

第48条 センターは、調停手続の事件ごとに、次に掲げる事項を記録した調停実施記録を作成し、(1)号ないし(6)号の書類は調停手続が終了した日から10年間、(7)号の書類は20年間保存する。

- (1)当事者から調停手続を実施する依頼を受け、契約を締結した年月日
- (2)当事者及びその代理人の氏名又は名称
- (3)調停員の氏名
- (4)調停手続の実施の経緯
- (5)調停手続の結果(調停手続の終了の理由及びその年月日を含む。)
- (6)調停手続において請求があった年月日及び当該請求の内容

(7)調停手続の結果和解が成立したときは、その和解契約書

- 2 前項の調停実施記録には、調停期日調書を合綴して作成するものとする。
- 3 調停実施記録は、運営委員長が作成するものとする。ただし、必要があるときは、事務局に作成を命ずることができる。

(記録の保存の方法)

- 第49条 相談実施記録及び調停実施記録(以下「手続実施記録」という。)は、秘密を保持するため施錠のできる保管庫等に保管し、又は電磁的記録による当該記録へのアクセス制御等の措置を講じるものとする。
- 2 センターは、当事者から提出された資料の写し及び調査測量を行った資料その他の書類(和解契約書を含む。)を、手続実施記録の附属書類として保存するものとする。
  - 6 保存期間を経過した手続実施記録を廃棄するときは、秘密の漏洩を防止するため、文書等を裁断し、又は記録された電磁的記録を完全に消去するものとする。

(資料の返還)

- 第50条 センターは、当事者から提出された資料は、必要により保存用にその写しを作成し、原本は直ちに当事者に返還するものとする。

(記録の閲覧・写しの請求)

- 第51条 当事者又はこれらの立場にあった者(これらの一般承継人を含む。以下同じ。)は、調停手続に関する書類を紛失した等の理由がある場合には、センターが保存する手続実施記録のうち当事者が提出した資料(当該資料が他方当事者の提出したものであるときは、当該資料を提出した当事者又はこれらの立場にあった者の承諾がある場合に限る。)、調査測量結果報告書及び和解契約書に限り、閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)を求めることができる。
- 2 前項により閲覧等を求めることができる者以外の者は、当事者双方の同意がある場合に限る。前項の範囲内で閲覧等を求めることができる。
  - 3 前二項に基づき手続実施記録の閲覧等を求めるときは、その理由を記載した手続実施記録の閲覧・謄写請求書を、センターに提出し、別に定める手数料を納付しなければならない。
  - 4 運営委員長は、前項の求めが不当な目的に利用されるおそれがあると認めるときは、その求めに応じないものとする。

## 第7章 手数料

(相談申込手数料、期日手数料)

- 第52条 相談申込手数料及び期日手数料は、別表で定める。
- 2 相談者は、相談の申込に際し、相談申込手数料及び期日手数料をセンターに納付しなければならない。
  - 3 相談申込手数料は、返還しない。
  - 4 申込が相談期日の2日前までに取下げられた場合には、前納された期日手数料は全額を返還する。
  - 5 相談が継続される場合には、次回の期日手数料を前納するものとする。
  - 6 第4項の規定は、前項の期日手数料の返還について準用する。

(調停申立手数料、期日手数料)

- 第53条 調停申立手数料及び期日手数料は、別表で定める。
- 2 申立人は、申立てに際し、調停申立手数料をセンターに納付しなければならない。
  - 3 調停申立手数料は、申立書を受理した後は返還しない。
  - 4 申立人は、調停期日手数料を当該期日までにセンターに納付しなければならない。ただし、期日が開催されなかった場合はこの限りでない。

(成立手数料)

- 第54条 成立手数料は、別表で定める。
- 2 当事者双方は、和解が成立したときは、和解契約書交付前に、成立手数料及び費用をセンターに納付しなければならない。

(調査測量実施費用)

- 第55条 調査測量に必要な費用については、調査測量実施員の見積りによるものとする。
- 2 前項の費用の基準等については、別表で定める。

## 第 8 章 補則

### (苦情の取扱い)

第 5 6 条 センターが行う相談及び調停手続に関して苦情がある者は、苦情の概要を記載した苦情申立書を、センターの事務局に提出して苦情の申立てをすることができる。

2 運営委員長は、前項の苦情申立書を受付けたときは、運営委員会において、苦情申立ての内容の調査及び苦情処理の方法等について協議し、苦情への対応を決定する。

3 運営委員長は、必要に応じて運営委員のうちから 2 名を選任して前項の調査を命ずることができる。

4 運営委員長は、苦情を申立てた者に対し、苦情処理の結果を書面又は口頭で報告するものとする。

### (研修)

第 5 7 条 センターは、センターの業務に関与する者に対して、相談及び調停手続に関する研修を行うものとする。

2 前項の研修は、運営委員長が調査士会の会長と協議して実施するものとする。

### (規則の公開)

第 5 8 条 この規則は、センターの事務所に備え置いて開示するほか、調査士会が定める方法で公開する。

### (センターの会計)

第 5 9 条 センターの会計は、調査士会の特別会計とし、その運営に要する経費は、当事者が納付する費用、調査士会の一般会計からの繰入金、寄付金その他の収入をもって支弁する。

### (運営委員等の費用弁償等)

第 6 0 条 センターは、運営委員、相談員、調停員、調査測量実施員に対して、別表に定める費用弁償等を支払うものとする。

### (規程への委任)

第 6 1 条 この規則に定めるもののほか、センターの手続の実施及び運営に関し必要な事項は、境界問題解決センターとくしま手続実施運営規程として運営委員会が定める。

### (規則の改廃)

第 6 2 条 この規則の改廃は、弁護士会との協議を経て、調査士会の理事会の決議による。

## 附 則

### (施行期日)

この規則は、平成 1 7 年 1 1 月 5 日から施行する。

この規則は、平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

別表 1 手数料一覧表（消費税を含む）

和解契約書作成までの費用		
相談	申込手数料（相談者負担） 期日手数料（相談者負担） 基本調査費用（相談者負担） （但し、資料の補完を必要とする場合）	5,000 円 5,000 円（1 期日毎） 30,000 円（実費は別途）
調停	申立手数料（申立人負担） 期日手数料（申立人負担）  成立手数料（双方負担） （負担割合は折半を原則とする）  現地で調停を実施するとき 現地までの交通費（折半を原則とする）	10,000 円 5,000 円（1 期日毎） （2 時間を超える場合は 5,000 円加算） 原則 30 万円（但し、6 回以上の 期日を要したときは 40 万円） （和解契約書作成費用を含む）  調停員人数 × 実費
補助業務	相談・調停手続の補助業務（調査測量実施費用） 相談時 特に必要がある場合に相談者の申出に基づき実施（相談者負担） 調停時 当事者双方からの申出により実施（双方負担、負担割合は折半を原則とする） 相談時に実施した成果資料はこれを援用する。  算定基準等は別に規程で定める。	
（注）和解契約書作成後の費用は含まれていません。 （当事者各自がそれぞれ別途負担することになります） 1．境界標設置費用（合意内容により必要な場合） 2．登記費用（土地家屋調査士、司法書士報酬） 3．登録免許税 4．その他合意内容を履行するための諸費用		
手続実施記録の閲覧・写しの請求に関する手数料  1．閲覧 1 件あたり 500 円 2．写しの発行 1 件あたり 1,000 円（基本額）+ 書面 1 枚につき 50 円		

別表2 費用弁償等一覧表

構 成 員	弁 護 士	調 査 士
運営委員	1 会議ごと 6,000 円	1 会議ごと 6,000 円
相 談 員	1 期日ごと 10,000 円	1 期日ごと 6,000 円
調 停 員	1 期日ごと 10,000 円	1 期日ごと 6,000 円
	調停成立時 200,000 円 (6 回以上の期日を要したとき 300,000 円)	調停成立時 なし
調査測量 実施員		調査測量実施費用の算定基準 等は別に定める。 期日への出席 6,000 円

交通費は実費